

## 技術資料・技術提案書の評価基準

## 【第1次審査】

技術資料の評価基準			
判断基準			評価のウェイト
1 業務実績	(1)	設計事務所（応募者）について、劇場の新築の業務実績がある。（平成19年度以降で、1室の固定席1,000席以上のホールを含むものに限る。）	10
		管理技術者及び各担当技術者（意匠、電気、機械）について、劇場の新築の業務実績がある。（同上）	
	(2)	設計事務所（応募者）について、耐震補強の業務実績がある。（大空間（1500㎡以上）を有する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、公的機関による評定書等を取得しているものに限る。）	5
		管理技術者及び構造担当技術者について、耐震補強の業務実績がある。（同上）	
小計			15
2 業務の実施方針	(1)	与条件に対する設計上の方針・特徴（設計コンセプト、創造的改修に対する考え方）に対して、事業目的と事業内容を理解し、想像力ある提案が期待できる場合に優位に評価する。	30
	(2)	駿府城公園エリアにおける静岡市民文化会館の在り方に対する考え方に対して、配慮する提案があった場合に優位に評価する。	15
	(3)	耐震補強・特定天井改修に対する考え方に対して、配慮する提案があった場合に優位に評価する。	15
	(4)	イニシャルコスト及びランニングコストに対する考え方に対して、配慮する提案があった場合に優位に評価する。	15
	(5)	「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」の理念を本事業に反映するための方策に対して、理解度の高い提案があった場合に優位に評価する。	10
小計			85
計			100

## 【第2次審査】

技術提案書の評価基準			
判断基準			評価のウェイト
課題に対する技術提案 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的判断を行う。）	【課題1】 建物の魅力向上に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。	技術資料の「業務の実施方針」において提案した考え方が反映されているか、また、設定した課題に対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現可能性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して、提案ごとに総合的に判断する。	30
	【課題2】 建物の機能向上に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。		30
	【課題3】 広場の空間計画（修景広場を含む）に対して配慮する提案があった場合に優位に評価する。		30
	【任意】上記以外に本事業に有益な提案（工期短縮、工事コストダウン要素等）		10
計			100

※第2次（最終）審査においては、第1次審査の結果を考慮しない。